

佐賀市はシシリアンライス de どっとこむ 団体規約

第1条(名称・事務所)

- 1) この会を「佐賀市はシシリアンライス de どっとこむ」(以下、本会という)と称する。
- 2) 本会の主たる事務局を以下に置く。

事務局所在地

〒840-0826 佐賀市白山2丁目7-1 エスプラッツ2F 一般社団法人佐賀市観光協会内

Tel 0952-20-2200

Fax 0952-28-5656

佐賀市はシシリアンライス de どっとこむ(シシこむ)HP <http://sicilianrice.com/>

佐賀市観光協会シシリアンライスページ <http://www.sagabai.com/main/26.html>

シシリアンナちゃん Twitter <http://twitter.com/siciliannachan>

佐賀シシリアンライス Facebook <http://facebook.com/sicilianrice>

第2条(目的・事業)

本会は、佐賀市のご当地グルメ「シシリアンライス」を活用した街おこしを目的として、以下の活動を行う。

- 1) シシリアンライス提供店舗普及活動の実施。
- 2) シシリアンライスを活用した料理大会や料理教室などのイベントの企画。
- 3) ご当地グルメでまちおこしの祭典「B1 グランプリ」やその他のグルメ大会、地区イベント等への出展と各地のご当地グルメ地域団体との交流。
- 4) シシリアンライスを活用したご当地グルメイベントの企画や出展参加。
- 5) シシリアンライス提供店舗の支援及びメディア・インターネット等を積極的に活用したプロモーション活動。
- 6) その他、この目的の達成のために必要な活動。

第3条(組織)

- 1) 本会は、第2条の目的・事業内容に賛同する個人、関係機関及び関係団体をもって構成する。
- 2) 本会の役員・委員は全て非常勤とする。
- 3) 本会の活動をサポートするボランティア団体「シシリアンライス応援隊」を組織する。

第4条(役員)

- 1) 本会に以下の役員を置く。

顧問 若干名

参与 若干名

会長(代表幹事) 1名

副会長 2名

幹事 10名以内

委員 30名以内

事務局長 1名

会計監事 若干名

- 2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは副会長が合議の上その職務を代理する。
- 3) 幹事は、シシリアンライスの事業活動に関して自ら発案し、役員会にて審議・議決する。
- 4) 委員はシシリアンライスの事業活動に関して役員会に提案し、実施に当たり主体となって活動する。
- 5) 事務局長は役員会での決定事項に従い、経常会務を執行する。
- 6) 会計監事は会計を監査し、役員会および総会に報告する。
- 7) 参与は、本会運営に関する各所における調整を行う。

第5条(役員を選任・任期)

- 1) 会長及び副会長は幹事の互選により選出し、総会でこれを定める。

- 2) 幹事は総会において選任し、その任期は2年とする。ただし再選を妨げない。
- 3) 委員は役員会において幹事が推薦し、役員会でこれを定める。
- 4) 任期中途で辞任した時は、後任者の就任までその職務を行うものとする。
- 5) 中途辞任の後任者の任期は前任者の残余期間とする。

第6条(会議)

- 1) 総会を年1回開催する。また、役員会が必要と認めた時、臨時総会を開催できる。
- 2) 役員会は、月1回程度に会長(代表幹事)が招集する。
- 3) 総会・役員会共に、議決は出席役員半数以上の賛成で成立する。
- 4) 幹事の発案により幹事会(通常会議)を随時開催することが出来る。

第7条(経費・会計)

- 1) 本会の経費は、会費、寄付金、補助金及びその他の収入をもって充てる。
- 2) 会費の額は、総会の承認を得て別に定める。
- 3) 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。ただし、第1期(平成23年度)は7月1日から翌年3月31日までとする。

第8条(その他)

- 1) この規約に定めのない事項については、総会または役員会の議決による。

付則

この規約は2011年7月1日から施行する。

付則

この改正規約は2012年5月18日から施行する。

付則

この改正規約は2013年5月17日から施行する。

付則

この改正規約は2014年6月6日から施行する。